

包括的支援体制構築に向けた健康福祉センターの 今後の展開について（最終報告）

健康福祉センターの包括的支援体制の構築に向けた検討については、令和5年6月に中間報告、同年11月に検討状況報告を行い、今後の健康福祉センターのあり方の検討状況を示してきた。今回は、検討結果について最終報告を行う。

1 検討の背景と目的

健康福祉センターは、区内に5か所設置されており、地域保健法第18条に定める「市町村保健センター」に位置づけられ、健康相談、保健指導及び健康診査、健康教育、健康づくりに関する事業を実施している。近年においては、母子保健・精神保健分野における困難事例の増加や複雑化など、健康福祉センターを取り巻く環境は大きく変化しており、「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実や、精神障がい者等への包括的な支援体制の整備が求められている。

また、令和4年6月に公布された改正児童福祉法で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制（こども家庭センター）を整備することが努力義務として示された。区としては、これまでも児童福祉分野と母子保健分野が連携し、支援を行ってきたところであるが、新たな体制の構築に向けた検討を進める必要が生じた。

そこで、母子保健分野と精神保健分野における包括的支援体制の構築等、健康福祉センターの今後のあり方について、検討を行うこととした。

2 健康福祉センターの現状と課題

(1) 「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実の必要性

子ども家庭総合支援センターの児童相談所業務が、令和4年7月より開始したことに伴い、把握した複雑・困難ケースを、区として一体的に支援していくことが可能となった。

また、令和4年6月に公布された改正児童福祉法により、令和6年4月以降に区市町村は「こども家庭センターの設置」に努めることとされた。

➡【課題】これまでも母子保健と児童福祉の側面から、それぞれの組織が様々な事業を展開し、必要に応じて、各組織が情報共有や連携支援を行ってきたところであるが、こうした法改正や国の動向を踏まえ、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う体制の構築が必要である。

(2) 精神保健分野における体制整備の必要性

健康福祉センターでは、精神障害者保健福祉手帳の交付事務等や、精神保健相談窓口を担っており、窓口や電話での相談や、家庭訪問による支援など、対象者に寄り添った支援を行ってきた。一方で、ホームヘルプサービスといった日常生活支援などの福祉サービスを利用する際の相談窓口は福祉事務所が担っている。

また、令和4年12月に公布された改正精神保健福祉法により、令和6年4月以降に区市町村が実施する相談支援については、精神障がい者のほか、精神に課題を抱える者も対象となり、これら対象者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保・充実が求められている。

- ➡【課題】区民にとっては、手続の内容に応じた窓口の使い分けが必要であったり、窓口が不明確であったりするなど、利便性の向上が求められている。
- ➡【課題】相談・支援にあたり、複雑・困難化する事例が生じていることから、精神保健を担う職員と、障がい者福祉を担う職員との間の協力関係はあるものの、多職種連携による支援体制の強化が求められる。

3 健康福祉センターの将来的なあり方の方向性

前述の課題に対応するために、時代に即した実施機関となることをめざし、次の2つの柱を掲げ、体制の見直しについて検討を進めていく。

また、検討にあたっては、デジタル化・DXの進展を前提としつつ、区民サービスの質の向上の視点を第一に据えて、前例に捉われることなく、業務の効率化を推進する。児童虐待等ハイリスクなケースなどに係る直営として継続すべき事業の整理や、委託化等により民間ノウハウを活用することが効果的な事業についての精査・検討を行う。

なお、以下に掲げる項目は、デジタル化・DX推進対象事務事業の例示であるが、これら以外についても、区民サービスの質の向上に向けて検討を行っていく。

- ・ 主催事業の参加申込に係る電子申請受付
- ・ 相談記録の電子化
- ・ 保健師活動へのタブレット端末導入 など

柱1 「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実

「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実に向けて、次のとおり母子保健分野・児童福祉分野における体制整備を行う。

(1) 令和6年度の支援体制

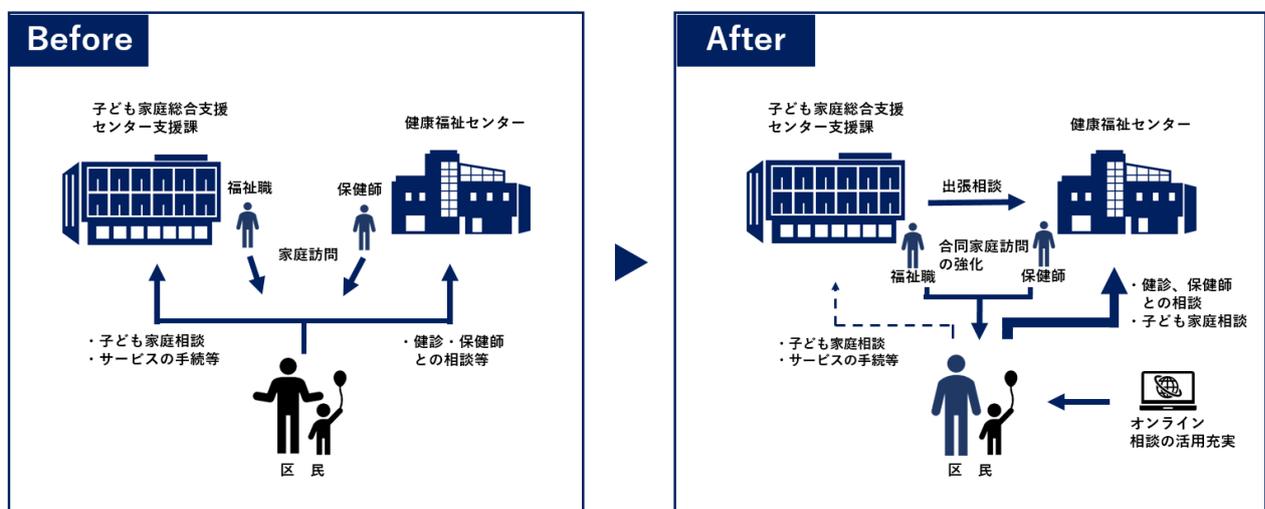
① 相談体制の充実

子ども家庭総合支援センターと健康福祉センターが、互いの専門性を発揮しながら、一体的な相談支援ができる体制を構築することで、対象者への支援体制を強化する。

母子保健の相談時に、対象者に合わせて、児童福祉に関する相談を効果的に実施できる体制を整備する。健康福祉センター内で、支援課による出張子ども家庭相談を実施することで、支援課に出向かなくても、区民が気軽に児童福祉分野の相談や、子育て支援サービスの案内につながる体制を整備する。

さらに、母子保健と児童福祉の専門職員による合同家庭訪問の強化や、オンライン相談の活用などにより、区民の利便性とサービスの質を向上させる。

【相談体制の充実による区民サービス向上のイメージ】



② 専門職の体制強化

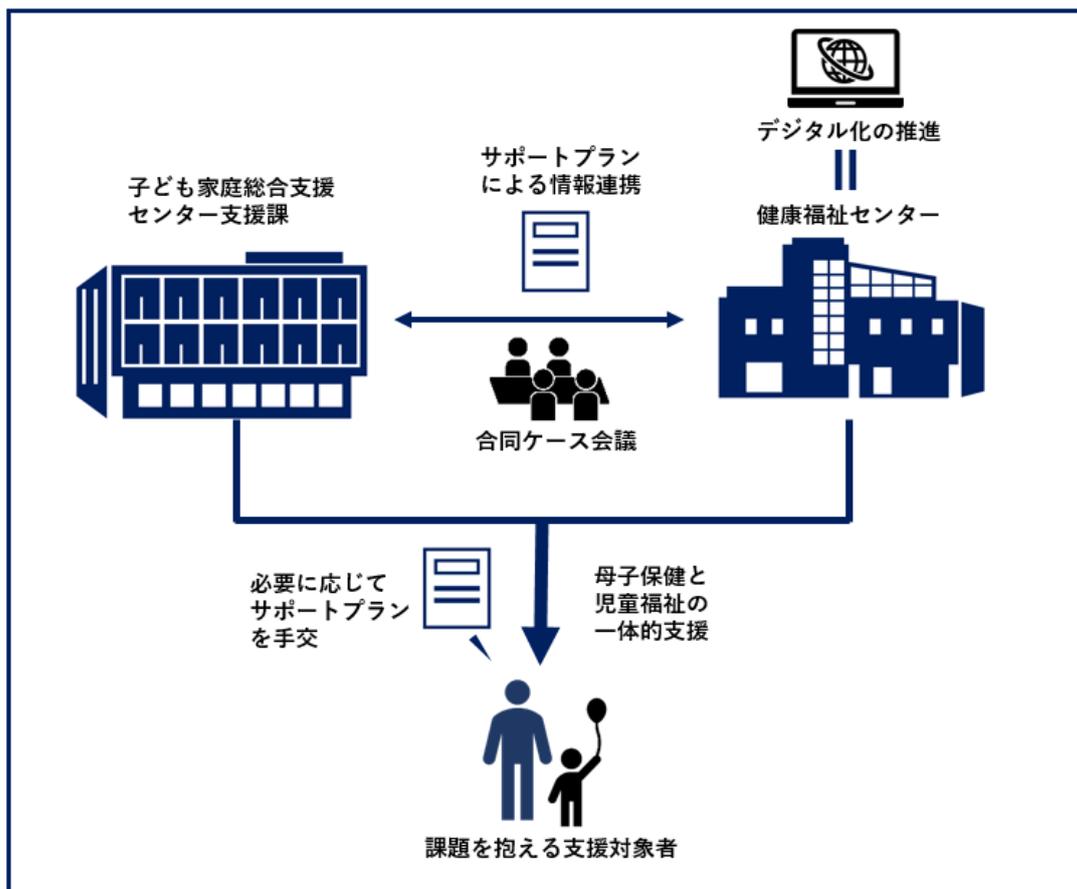
支援課と健康福祉センターの連携を強化するために、組織体制を整備する。体制の整備により、多職種連携の強化に留まらず、専門性の向上を図ることで、質の高い母子保健および児童福祉を実現し、一貫した支援や複雑・困難化する事例に対応していく。

③ 情報連携の強化

連携強化の仕組みとして、支援課（児童福祉分野）と健康福祉センター（母子保健分野）の両部署からの支援が必要な対象者に「サポートプラン」を活用し、情報連携を行うことにより、母子保健分野と児童福祉分野との一体的な相談支援体制を強化する。このサポートプランは、対象者が抱える課題を自ら認識するとともに、活用可能な支援策を知ることにより、それらの計画的な利用を促せる等の効果が見込まれるため、対象者へ手交することで、支援の一つのツールとして活用し、支援の強化につなげる。また、合同ケース会議の開催等、それぞれの専門的知見から対象者の支援方法を検討する機会を創設する。

なお、健康福祉センターでは、ケース記録等の様々な書類が紙媒体により作成・保管されているため、これらのデジタル化を進め、支援課とタイムリーに情報共有できる仕組みについて検討・整備を行うことで、児童虐待等の未然防止体制を強化する。

【情報連携の強化による支援体制向上のイメージ】



④ 「こども家庭センターの設置」努力義務への対応

上述のとおり、相談体制を充実し、連携体制を強化すること等により、母子保健分野と児童福祉分野による一体的な相談支援体制を整備し、国が努力義務とする「こども家庭センターの設置」への対応を図る。

国が「こども家庭センターの設置」要件とするこども家庭センター長は、支援課長が担うこととする。また、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉のそれぞれの業務を俯瞰して調整や判断、対応を行う。

母子保健と児童福祉の双方が関わるケースについての指揮命令体制の見直しや、連携体制を強化すること等により、一体的な相談支援体制を整備する。

(2) 将来的な体制強化の方向性

① 子ども家庭相談機能の整備

現在、支援課で行っている子ども家庭相談について、5つの健康福祉センターでも相談に対応できるよう窓口を拡充していく。これまで支援課1か所だった相談窓口を拡充することにより、地域における相談体制を強化するほか、健康福祉センターでの健診時や、母子保健事業実施時等に併せて気軽に相談を行うことができる体制の実現をめざす。健康福祉センターの一つの建物内に、母子保健機能・児童福祉機能が揃うことで、支援体制をさらに拡充・強化する。

② 児童館との連携強化

従前より連携していた各種事業を含め、児童館とこれまで以上に密接に連携し、ポピュレーションアプローチ(※)のさらなる強化につなげていくことで、子育て支援体制を強化する。

※ ポピュレーションアプローチとは、健康リスクに対する取組みのひとつで、集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取組み方法のことを指す。

柱2 精神保健分野における連携充実

複雑・困難化する事例への対応や、区民サービスの質の向上に向けて、令和6年度から、次のとおり精神保健分野における体制整備を行う。

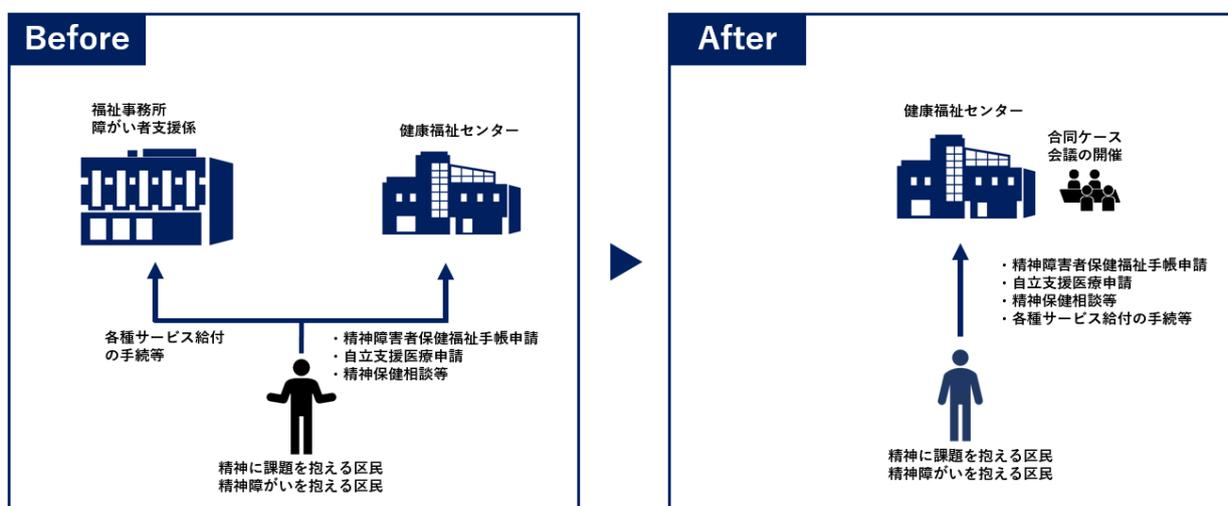
(1) 精神保健分野の窓口の一本化

福祉事務所に配置されている障がい者支援機能のうち、地域に密接に関わるサービスを提供する窓口を、健康福祉センター施設内（赤塚・志村）に移設することで、精神に課題を抱える人から精神障がいのある人までを対象に、精神保健と障がい者福祉が連携して支援できる体制を整備していく。

移設にあたっては、健康福祉センター施設内のスペースの状況等を勘案しながら進めていくこととし、令和6年度については、福祉事務所にある障がい者支援機能のうち地域に密接に関わるサービスを提供する窓口を、健康福祉センター内（赤塚・志村）へ移設する。なお、板橋地域については、障がい部門を本庁舎に配置し、近接する板橋健康福祉センターと連携して、一貫した支援体制を整える。

この移設により、窓口が物理的に一体となることから、対象者にとって窓口が一本化され、相談先が明確になるとともに、手続きのワンストップ化を実現する。

【窓口の一本化による区民サービス向上のイメージ】



(2) 連携の強化

障がいサービスに係る福祉部門と、健康福祉センターの精神保健部門が、必要に応じて合同でケース会議を開催できる体制を整備し、精神保健と障がい者福祉の連携を強化する。

また、両部門の連携強化により、互いの専門性を活かし、多角的なアセスメントが可能となる体制を構築することで、対象者への一貫した支援や、複雑・困難化する事例に対応していく。

(3) 精神保健に係る統括機能の整理

現在、予防対策課で担っている精神保健に関する業務を健康推進課に移管することで、健康推進課で担う健康づくり事業や自殺対策施策、各種計画との相乗効果を生み出し、精神保健事業のさらなる充実につなげていく。

健康福祉センターの業務の2本柱として挙げられる「母子保健」と「精神保健」に係る業務を健康推進課に集約することにより、健康福祉センター業務の連携・調整機能について体制強化を図る。

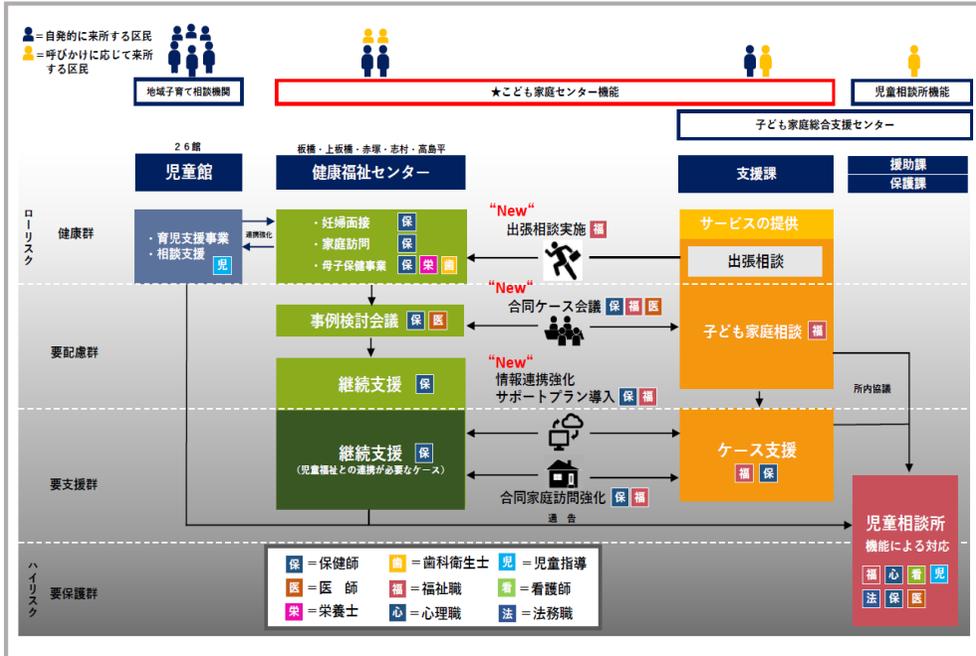
現場から得られた知見をフィードバックして施策に反映させる機能を明確にすることで、増加し続ける精神障がいや精神に課題を抱える対象者への支援施策について、長期的ビジョンを持ちながら、検討を進めることができる体制を整備する。

包括的支援体制構築に向けた 健康福祉センターの今後の展開について(最終報告)

柱1 「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実

課題

子ども家庭総合支援センターの児童相談所業務が開始したことに伴い、把握した複雑・困難ケースを、一体的に支援していくことが可能となった。これまでも母子保健・児童福祉の側面から、連携支援を行ってきたところであるが、「こども家庭センター」の設置に係る法改正や、国の動向を踏まえ一体的な相談支援ができる体制を構築する必要がある。



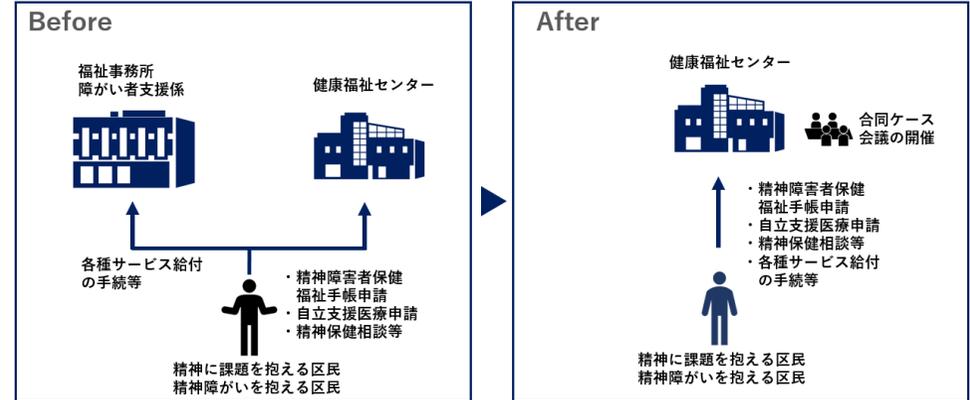
対応概要

- 相談体制の充実**
 - 健康福祉センターへの支援課による出張相談の実施
 - オンライン面接や合同訪問の充実
- 専門職の体制強化**
 - 支援課と健康福祉センターの連携強化に向けた組織体制の整備
- 情報連携の強化**
 - サポートプランの導入
 - 合同ケース会議の開催
 - デジタル化の推進

柱2 精神保健分野における連携充実

課題

区民にとっては手続の内容に応じた窓口の使い分けが必要であったり、窓口が不明確であったりするなど、利便性の向上が求められている。また、相談・支援にあたり、複雑・困難化する事例が生じていることから、精神保健を担う職員と障がい者福祉を担う職員との間の協力関係はあるものの、多職種連携による支援体制の強化が求められる。



対応概要

- 精神保健分野の窓口の一本化**
 - 赤塚・志村地域においては、両福祉事務所の障がい者支援に係る窓口を両健康福祉センターの建物内へ移設する。なお板橋地域については障がい者支援に係る窓口を本庁舎に配置し、近接する板橋健康福祉センターと連携して一貫した支援体制を整える。
- 連携の強化**
 - 合同ケース会議の開催
 - 多角的なアセスメントができる体制の構築
- 精神保健に係る統括機能の整理**
 - 予防対策課が担う精神保健業務等を健康推進課へ移管